

# 平成30年度から電気工事士試験の実施方法が変更になります

## 1. 第二種電気工事士試験の受験機会の拡大

資格取得のチャンスが年2回に!

### (1) 上期試験、下期試験の両方の受験が可能

これまで、第二種電気工事士試験は、当該年度の上期試験又は下期試験のいずれか一方しか受験できませんでしたが、平成30年度から、上期試験、下期試験、両方の受験が可能となります。

### (2) 筆記試験免除の取り扱い

電気工事士法施行令では、筆記試験に合格した筆記試験免除の権利は次回の試験に有効とされています。上期試験、下期試験の両方の受験が可能となることに伴い、筆記試験免除は次のような取り扱いとなります。

- ① 上期筆記試験に合格した場合、筆記試験免除の権利は、その年度の下期試験だけに有効となります。
- ② 下期筆記試験に合格した場合、筆記試験免除の権利は、次年度の上期試験だけに有効となります。

(注) 平成29年度の筆記試験合格者は、移行期の特例として、筆記試験免除の権利を、平成30年度の上期試験又は下期試験のいずれかに行使することができます。

## 2. 試験地の拡大

試験会場が身近に!

第一種電気工事士試験、第二種電気工事士下期試験の試験地を、第二種電気工事士上期試験の試験地と同様に、47都道府県の全てに設けます。

## 3. 平成30年度の試験日程と主な変更点（平成30年度試験日程を参照）

従来の試験日程からの主な変更点は次のとおりです。

### (1) 第二種電気工事士試験の申込期間

#### ① 上期試験の申込期間

従来と同様に、筆記試験からの受験者と技能試験からの受験者(筆記試験免除者)と同一の期間です。

#### ② 下期試験の申込期間

筆記試験からの受験者と技能試験からの受験者(筆記試験免除者)とに分けて申込期間を設けます。

(i) 筆記試験申込期間: 下期筆記試験から受験する方の申込期間です。上期筆記試験の結果を確認してから申込みをすることができます。上期筆記試験が不合格で、再度、下期試験の受験を希望する方は、この期間にお申し込みください。

(ii) 技能試験申込期間: 下期技能試験から受験する方(筆記試験免除者)の申込期間です。上期技能試験の結果を確認してから申込みをすることができます。

(注) 平成29年度の筆記試験合格者で平成30年度の下期技能試験に申込みをする場合は、この技能試験申込期間にお申し込みください。

### (2) 筆記試験の同日実施

第一種電気工事士筆記試験及び第二種電気工事士下期筆記試験は、各試験地で同日に実施します。

午前第二種試験、午後第一種試験を実施しますので、第一種及び第二種の両方を受験することも可能です。

### (3) 技能試験の別日実施

第一種電気工事士技能試験、第二種電気工事士下期技能試験ともに47都道府県に試験地を設け、試験地の約半分で土曜日に実施し、残りの試験地で日曜日に実施します。

同一試験地で両試験を1日で受験することはできませんので、第一種、第二種両方を受験したい方は、土・日に別々の試験地を選択して受験してください。

# 平成30年度試験日程

試験種別		試験日	試験結果発表	申込期間
第二種電気工事士試験	上期試験	上期筆記	6月3日(日)	7月上旬
		上期技能	7月21日(土) 又は22日(日)	8月下旬
	下期試験	下期筆記	10月7日(日)	11月上旬
		下期技能	12月8日(土) 又は9日(日)	1月中旬
第一種電気工事士試験	筆記	10月7日(日)	11月上旬	
	技能	12月8日(土) 又は9日(日)	1月中旬	

(注) 下期試験では、筆記試験からの受験者と技能試験からの受験者(筆記試験免除者)とに分けて申込期間を設けます。

**Q** 第二種の上期試験の申込期間は、筆記試験からの受験者と技能試験からの受験者(筆記試験免除者)と同一の期間なのに、下期試験では技能試験からの受験者(筆記試験免除者)が、別の期間に申込みをするのはなぜですか？

**A** 上期試験は、申込み前に前年度の技能試験の結果が判明しているので分ける必要がありません。下期試験は、下期筆記試験の申込みが終了する前に上期技能試験の結果が判明しないので、上期技能試験の結果が判明した後に下期技能試験の申込みができるように筆記試験免除者を対象とした申込期間を設けました。

**Q** 第一種と第二種下期の筆記試験を同日に実施するとのことですが、両方の試験を受験することは可能ですか？

**A** 第一種と第二種下期の筆記試験は、同一の試験会場で、午前には第二種、午後には第一種を実施する計画です。試験時間は重なりませんので両方を受験することが可能です。具体的な時間割は、今後配布する受験案内書をご覧ください。

**Q** 第一種と第二種下期の技能試験は、12月上旬の連続する土・日曜日の同一日に実施するとのことですが、両方の試験を受験することは可能ですか？

**A** 両試験とも47都道府県に試験地を設け、試験地の約半分で土曜日に実施、残りの試験地で日曜日に実施します。第一種と第二種下期の技能試験は、同時刻に実施しますので1日で両方の試験を受験することはできませんが、2つの試験地を選択していただき2日間かけて受験することは可能です。例えば、土曜日に東京都で実施する第一種を受験し、日曜日に千葉県で実施する第二種下期を受験するなど、土日で別々の試験地を選択してください。試験地の詳細は、今後配布する受験案内書をご覧ください。

【お問い合わせ先】



一般財団法人 電気技術者試験センター

〒104-8584 東京都中央区八丁堀2-9-1 (RBM東八重洲ビル8階)

TEL : 03-3552-7691 FAX : 03-3552-7847

URL <http://www.shiken.or.jp/>

